

令和元年9月吉日

各 位

ナノ医療イノベーションセンター
コンプライアンス委員会

「コンプライアンス推進月間」の実施について

当センターは10月を「コンプライアンス推進月間」と定め、コンプライアンス遵守を図るための諸活動を実施します。

川崎市産業振興財団では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)、および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日(平成26年2月18日改正)文科科学大臣決定)を踏まえ策定した規定に基づき、研究活動の不正行為、研究費の不正使用を防止するため、「研究不正防止計画」をたて、実行しております。

【平成31年(2019年)度研究不正防止計画】

1. コンプライアンス推進月間の設定(職員等の意識喚起)
2. 現行規定のPDCA

【コンプライアンス推進月間の概要】

1. 目的 これまでのコンプライアンス活動を振り返り意識高揚を図ると共に、健全な研究機関としての機能向上を目指す。
2. 実施期間 令和元年10月1日(火)～10月31日(木)
3. 主な活動
 - (1) コンプライアンス委員会 委員長からのメッセージ配信
 - (2) コンプライアンス教育未受講者への通達
 - (3) 研究不正事例の紹介
 - (4) 内部規定の提示

以 上

お問い合わせ先：コンプライアンス委員会事務局
iconm-compliance@kawasaki-net.ne.jp